

国外転出者用マイナンバー（個人番号）カード、電子証明書利用のご案内

1 マイナンバーカードの利用と取扱い

① マイナンバー（個人番号）カードは、社会保障分野や税分野等におけるマイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で、国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、マイナンバーと身元を証明する書類としてご利用できます。

② マイナンバーカードは、上記①以外にも顔写真付きの身分証明書としても広くご利用できます。その際、マイナンバーカードのおもて面は、マイナンバーカードの所有者が同意する場合には誰でもコピーすることが可能です。一方、マイナンバーカードの裏面に記載されているマイナンバーについては、①の場合に限りコピーが許されていることに留意してください。なお、マイナンバーカードの券面情報のうち、性別や臓器提供意思表示欄等を一見して見えなくするようなカード透明スリーブをお配りしていますので、ご利用ください。

③ マイナンバーカードの I C チップに搭載される電子証明書（「署名用電子証明書」及び「利用者証明用電子証明書」）などの活用により、行政手続のオンライン申請や、市区町村によっては、日本国内のコンビニなどで住民票の写しなど公的な証明書の取得等についても可能となります。

・署名用電子証明書は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。パスワードは 6 ～16 桁の英数字です。

・利用者証明用電子証明書は、インターネットサイトや日本国内のコンビニ等の端末等にログインする際に利用します（例 マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付など）。パスワードは 4 桁の数字です。

2 マイナンバーカードの管理とパスワードの扱い

- ① マイナンバーカードは紛失、盗難等のないよう大切に取り扱いってください。
- ② マイナンバーカードに設定したパスワードは他人に知られないように十分注意してください。

在外公館等の窓口で申請された方は配布された「個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票」等に記録し、大切に保管してください。なお、パスワードを忘れた場合、在外公館あるいは直接本籍地市区町村の窓口で再設定の申請をしていただく必要があります。在外公館では、国内の本籍地市町村に送付をするため2～3ヶ月程度掛かりますので、十分に注意してください。

③ 署名用電子証明書の場合5回、利用者証明用電子証明書の場合3回、パスワードを連続して誤ると電子証明書が利用できなくなりますので、注意して下さい。ロックの解除は在外公館あるいは本籍地市区町村の窓口で申請する必要があります。在外公館では、国内の本籍地市町村に送付をするため2～3ヶ月程度を要します。

3 氏名や本籍地の変更等に伴うマイナンバーカードの券面情報の変更

婚姻に伴う氏の変更等でマイナンバーカードの券面記載事項が変更となった場合、マイナンバーカードを在外公館あるいは本籍地市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。在外公館では、国内の本籍地市町村に送付をするため2～3ヶ月程度を要します。

4 マイナンバーカードと電子証明書の有効期間の有効期間と更新

① 18歳以上の方は作成日後10回目の誕生日まで、18歳未満の方は発行日後5回目の誕生日までとなります。マイナンバーカードの更新は、有効期間内に申請が必要です。有効期間の満了の1年前より、在外公館あるいは本籍地市区町村の窓口で申請できます。在外公館では、国内の市町村に送付をするため2～3ヶ月程度掛かります。

② 電子証明書の有効期間は、原則として発行の日後5回目の誕生日までとなります。ただし、マイナンバーカードの有効期間が満了した場合、電子証明書の有効期間も切れることとなります。なお、有効期間については、お渡しした電子証明書の写しに記載されていますし、マイナポータルで確認することも可能です。カードのおもて面に記載する欄がありますので、お忘れにならないようにご自身でご記入ください。

5 マイナンバーカード紛失等の場合

① マイナンバーカードを無くした場合には、直ちに以下の電話番号（紛失等の場合には 365 日 24 時間対応）に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行って下さい。併せて在外公館あるいは本籍地市区町村の窓口で紛失等の届出を行って下さい。

・国外転出者向け専用ダイヤル（海外から）+81-(0)3-6734-0170(24 時間対応)

・マイナンバー総合フリーダイヤル（国内からのみ）0120-95-0178

なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、在外公館あるいは本籍地市区町村の窓口で一時停止の解除を行えます。在外公館では、国内の本籍地市町村に送付をするため 2～3ヶ月程度を要します。

② マイナンバーカードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、在外公館あるいは本籍地市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。在外公館では、国内の本籍地市町村に送付をするため 2～3ヶ月程度掛かります。その際、紛失の場合は警察署等から出される書類を、焼失の場合は消防署等から出される書類をお持ちください。なお、日本語以外の場合には和訳を添付してください。また、著しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。なお、紛失等本人の責による再交付の際には本籍地市区町村が定める手数料を直接本籍地市町村に支払う必要があります。

6 一時帰国での住民登録を行う場合の注意

国外転出者向けのマイナンバーカードを所持して日本に一時帰国した際に、たとえ短期間でも滞在先の市区町村に転入届を提出し住民登録すると、所持していたマイナンバーカードの署名用電子証明書は失効し、定められた期限内にマイナンバーカードの券面の記載事項の変更を行わない場合にはマイナンバーカードの返納義務が発生します。一時的に転入した場合には国外転出者向けのマイナンバーカードの取り扱いについて市町村に相談してください。

また、再度滞在国に戻るため市区町村に国外転出届を提出する際には、マイナンバーカードの国外継続利用申請手続きを行う必要があります。この手続きは在外公館では行えません。この手続きを行わず出国した場合にはマイナンバーカードは失効し、再度マイナンバーカードの申請を行う必要がありますのでご注意ください。

7 その他

以上のほか、マイナンバーカードの利用に関する情報については、以下のサイトをご参照ください。

- ・総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/



- ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト

<http://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>



- ・公的個人認証サービスポータルサイト

<https://www.jpki.go.jp/>

